令和８年度太宰府市障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

１　趣旨

この方針は、「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」（平成 24 年法律第 50 号。以下「障害者優先調達推進法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、本年度における、本市の障がい者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための事項を定めるものとする。

２　用語の定義

この方針において使用する用語は、障害者優先調達推進法で使用する用語の例によるものとする。

３　適用範囲

この方針の適用範囲は、市の全ての機関が発注する物品等とする。

４　調達の対象となる障がい者就労施設等

この方針による調達の対象となる障がい者就労施設等は、次のとおりとする。

(1)　「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成 17 年法律第 123 号）に基づく事業所等

ア　障害者支援施設（生活介護、就労移行支援、就労継続支援を行う入所施設）

イ　地域活動支援センター

ウ　生活介護事業所

エ　就労移行支援事業所

オ　就労継続支援事業所（Ａ型・Ｂ型）

(2)　「障害者基本法」（昭和 45 年法律第 84 号）に基づき国・地方公共団体の助成を受けている小規模作業所

(3)　障害者優先調達推進法の政令に基づく事業所

ア　「障害者の雇用の促進等に関する法律」（昭和 35 年法律第 123 号。以下「障害者雇用促進法」という。）に基づく子会社の事業所（特例子会社）

イ　重度障害者多数雇用事業所（※）

（※）重度障害者多数雇用事業所とは次の要件を満たすものをいう。

①　障がい者の雇用数が 5 人以上

②　障がい者の割合が従業員の 20％以上

③　雇用障がい者に占める重度身体障がい者、知的障がい者及び精神障がい者の割合が、30％以上

(4)　障害者雇用促進法に基づく在宅就業障がい者等

ア　自宅等において物品の製造、役務の提供等の業務を自ら行う障がい者（在宅就業障がい者）

イ　自宅就業障がい者に対する援助の業務等を行う団体（在宅就業支援団体）

5　調達の対象となる物品等

障がい者就労施設等が提供する全ての物品

6　調達の推進方法

障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進するにあたっては、予算の適正な執行並びに競争性及び透明性の確保に留意するとともに、調達に関する他の施策との調和を図りながら、次に掲げる取り組みを行うものとする。

(1)　障がい者就労施設等が提供する物品等の情報を収集し、各部署に情報を提供することにより、可能な限り多くの部署等において、障がい者就労施設等からの調達の推進が図られるよう努めるものとする。

(2)　物品等の調達にあたっては、可能な限り計画的なものとするとともに、障がい者就労施設等からの物品等の調達に配慮した納期の設定等に務めるものとする。

(3)　随意契約により調達を行う場合は、障がい者就労施設等からの調達の推進に配慮するよう努めるものとする。

7　調達目標

障がい者就労施設等からの物品等の調達については、前年度の実績を上回ることを目標とする。

8　調達方針及び調達実績の公表

(1)　この方針を策定又は見直ししたときは、市のホームページ等により公表するものとする。

(2)　この方針による調達実績については、当該年度の終了後に取りまとめ、遅滞なく公表するものとする。

9　その他

障がい者就労施設等からの物品等の調達に資するように、必要に応じて、本方針の見直しを行うものとする。